

議案第28号

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草地 博 昭

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

磐田市森林等の火入れに関する条例（平成17年磐田市条例第186号）
の一部を次のように改正する。

第14条中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。

様式第1号中「男 人、女 人、計」及び「（部分林、部落有林、社
寺有林等）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

磐田市森林等の火入れに関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならぬ。</p>	<p>(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならぬ。</p>